

PPP/PFI 推進アクションプラン(平成 31 年改定版)改定のポイント

- ① 交付金事業等について PPP/PFI の導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大
 - 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加
 - 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大（地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加）

- ② PPP/PFI 地域プラットフォームの強化による支援強化
 - 「PPP/PFI 地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化（地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など）

- ③ 地域創生に資する PPP/PFI 事業の支援強化
 - 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載された PPP/PFI 事業について、地方公共団体が PFI 推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる(※)とともに、地方創生に資するプロジェクトとして PPP/PFI の活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援

※平成 31 年 3 月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合